

## 電話口頭記録用紙

日 時	令和元年 10月 17日(木) 16:45頃～(15分程度)				
表題	熱海市伊豆山における林地開発(住宅団地)の承継について				
発信者	熱海市 まちづくり課 [REDACTED]	受信者	林地保全班 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
供 覧	所長 次長 技監 総務課長 治山課長 課員 [REDACTED]				
内 容	<p>市まちづくり課から、林地開発下記相談があった。許可内容等は次頁のとおり。</p> <p>●相談内容        - 下記開発に関する承継の手続きについて教えてほしい。 ✓</p> <p>●相談の経緯        - [REDACTED] から H28, 29にも承継届が提出されていたが、[REDACTED] は周辺で無断開発を行っていることから、その報告書を提出してからでないと、承継届を受理しない旨、指導していた ([REDACTED]への対応は別添のとおり)。        - 今年になって報告書が提出され、内容に問題ないことから、報告書を受理し、承継届の相談を受けている。</p> <p>●承継人のプラン※図面は別添のとおり。        - 約 3ha 分は都計法で部分完了済。        - [REDACTED]        - 承継範囲は事業区域すべて (工事完了している住宅団地部分も含む)。</p> <p>※ [REDACTED]</p> <p>●都計法の指導状況        - G工区については、事業完了しているが、設けることとなっている公園及び車の回転場が設けられていないことから、それを設けないと全体完了できない。(5条森林区域(D工区)に設ける必要があると思われる)。        - このため、都計法の計画変更が必要であるが、[REDACTED]から出ている計画書は、擁壁の構造計算がNGとなっていたり、まだ指導が必要な状態である。        - 防災施設については、G工区は仮設沈砂池のみ。D工区(林地開発がかかる区域)については仮設及び本設沈砂池を設ける計画となっている。        - G工区は排水施設が一部完了していないところがある。        - D工区については、現在原野状態(H20年頃に無断開発を県が指導した状態のままとなっている)。</p>				

→ 次ページへ

【林地開発許可内容等】	
場所	熱海市伊豆山
許可年度	H20.7.8 東農治第87号
事業者	(承継予定人) [REDACTED] ※ [REDACTED] は別件で無断伐採により東部農林から指導を受けたことのある人物である。
開発目的	住宅団地
事業区域面積	【都計法】約5ha (うち5条森林面積2ha) 【林地開発】約2ha (うち5条森林面積2ha)
計画されている 防災施設	仮設沈砂池1基 本設沈砂池1基 ※調整池なし
現在の状態	H21頃に防災完了届（仮設沈砂池と思われる）が提出され、現地確認を行っているが、容量不足のため是正指示。指示に対する対応がとられないまま、現在まで音信不通となっている。
対応	・ 詳細計画を確認するため、また、都市計画法との調整を行うため、承継予定人（の代理人）と熱海市まちづくり課及び東部農林で打合せを行う（10/28の週の予定）





